

久御山町

施行:平成26年4月1日

暴力団排除条例



平成25年全国暴力追放運動用統一ポスター最優秀賞作品

久御山町では、国、京都府、町、町民及び事業者が相互に連携、協力して暴力団の排除を推進するために、暴力団排除条例を制定しました。

基本理念

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に資金を提供しない
- 暴力団を利用しない

久御山町暴力団排除条例の主な内容

町の責務

町は、国、京都府、京都府暴力追放運動推進センター、その他の団体や町民及び事業者と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進することとします。

町民及び事業者の責務

- (1) 町民は、暴力団排除に自主的に、かつ相互に連携して取り組むよう努めるとともに、町が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めることとします。
- (2) 事業者は、その行う事業に関し、暴力団と一切の関係を遮断するよう努めるとともに、町が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めることとします。
- (3) 町民及び事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、町に対し、情報を提供するよう努めることとします。

公共工事からの排除

- (1) 契約金額が150万円を超える公共工事に関し、町、元請契約者、下請契約者及び公共工事にかかる物品納入等契約者は、その相手方から、役員若しくは使用人等のうちに暴力団員に該当する者がいない旨の誓約書をとることとします。
また、徴した誓約書は契約締結の日から5年間保管しなければならないこととします。
- (2) 町長は、元請契約者、下請契約者及び公共工事にかかる物品納入等契約者に対し、報告又は資料の提出を求めることができることとします。

罰則

- (1) 誓約書に虚偽の記載をして提出した者 → 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (2) 町長の求めによる報告・資料の提出をせず、又は虚偽の報告・資料の提出をした者
→ 20万円以下の罰金
- (3) 誓約書を徴しなかった者又は誓約書の5年間の保管義務に違反した者 → 5万円以下の過料

町の取組み

- 町民及び事業者に対する支援(情報提供、助言、指導等)
- 京都府と共同しての広報及び啓発の実施
- 町が設置した公の施設の使用の不許可
- 青少年に対する教育等のための措置

暴力団に関する相談窓口

- ◇ 公益財団法人京都府暴力追放運動推進センター
電話番号:075-451-8930
FAX:075-451-0499
- ◇ 京都府宇治警察署刑事課
電話番号:0774-21-0110
(内線:382)

久御山町暴力団排除条例に関するお問い合わせ

- ◇ 久御山町役場総務部総務課 防災安全係
電話番号(総務課直通)
075-631-9991
0774-45-3922
ホームページ
<http://www.town.kumiyama.lg.jp/>